

(翻訳)

エミール・デュルケーム (Ⅱ)

(1858 - 1917)

I・M・ツアイトリン 著

山田隆夫 訳

社会分業論

デュルケームは、最初の主要著書で、歴史的に必然的な過程である分業の成長が、きわめて高度な形態の連帯をもたらすことを証明する課題を設定した。この観念は、サン・シモンから借用したものであって、実証的テーゼであるだけでなく論争的テーゼでもあった。現代の社会主義者、とくにマルクス主義者は、科学と産業の成長が、不可避的過程であるとみていた。ところで、社会主義者にも、マルクス主義者にも、人類が、現代の技術的発展の利益を刈り取るには、社会関係の基本的再構築が必要であった。マルクス主義者の見解では、「分業」は、調和のとれた諸機能の配分ではなく、全く反対に、それは、構造的不平等の体制であった。いわゆる「諸機能」は、一定の階層に位置する人々によって遂行された。一定の階層とは富、権力、それらにつきまとう社会的名誉のいろいろの度合の地位の階統制であった。さらに、階統制の概念は、現代資本主義体制の人間の存在条件の記述には、不十分であった。最も現実的に考えれば、経済的・社会的現実には、敵対する利害をもつ社会・経済的階級から成り立っているからであった。マルクスにとって、「分業」概念が、現存の秩序の基礎的な社会的不平等性をおおいかくすものであるなら、それは事実をまぎらわしくする概念であった。

コントもまた、新らしい産業の発展や、それに伴う利害の分散が、現存の社会の連帯をやすやすと掘り崩し、将来の社会的統一と平和とを容易に排除することをよく理解していた。しかしながら、彼は、逆の解決方法

を選択した。国家によって強制された、全体としての社会の道徳的同意（モラル・コンセンサス）がこれである。

さて、デュルケームがしようと試みたことは、一方では、マルクス主義的命題に、反対し、他方では、コント主義的命題に、反対して、説得力ある反駁をすることであった。彼は、コントに対して、道徳的同意は社会秩序の一つの前提条件である点に、よろこんで同意した。しかし、彼は、その著書で、コントに反対して、分業は利害の分散と矛盾とに導く必要はないと論じた。連帯の確立に、少くとも同じように重要な、別の、非道徳的条件があった。科学と産業の発展は、全体としての社会内の諸個人と諸集団の間に相互依存を増大させているが、新らしい高度な連帯の客観的基礎に役立つであろうというのである。

彼のこの見解は、同時に、マルクス主義者やその他の社会主義者の命題に対して論争を挑んでいる。社会経済的関係の基本的再構築は必要でない。要請されているのは、革命ではなくて、新しい経済的条件に最も適合している道徳的規範の規定と制度であるという。デュルケームは、確かに、一定の改革の必要性を認識している。この改革がなければ、真の正義も、真の連帯もありえない。しかし、このことはまた、中心的な教義であるより、後思案の性質を多分にもっている。こうして、デュルケームの『分業論』は、サン・シモンの命題の言い替えである。マルクスとコントの共通の先哲の中心観念を発展させることで、マルクスとコントの間にある隔たりに橋をかけることが、もっとも論理的であると、デュルケームが推論したことは明らかである。

デュルケームは、サン・シモンによって鼓吹されたので、新らしい光に輝らして分業を見なければならぬことを明らかにしようと試みた。「分業がもたらす経済的貢献は、それが作り出す道徳的効果に比べればとるにたらぬものであって、分業の真の機能は二人あるいは数人のあいだに連帯感を創出することである。この結果の得られる方式がどんなものであれ、このような友人結合をつくり出すのは分業であり、この結合のしるしをきざみつけるのは分業である。」⁴ (p. 56 訳 58 頁)。かつて、社会は連帯的

であった。それが同質的であったからである。だれでもみな、互いに似ていた。しかしながら、機能の分化の成長、社会の異質性と複雑性の増大とともに、このもとの連帯は掘り崩され、ついに失われてしまった。しかし、このことは、連帯が永遠に滅亡してしまったことを意味するものではない。分業によって、新型の高度な社会的連帯の類型が、発生させられたことを意味する。これこそが、デュルケームが、彼の最初の主要著書で発展させたテーゼであり、「機械的連帯」又は類似性による連帯と彼が呼んでいるものの考察の次にとりかかったものである。

デュルケームは、若干の仮説的な原始社会をモデルとして使用することによって、共同の集合的感情に立脚する始源的で連帯的な条件、つまり、集合意識 (conscience collective) を想定した。この語は、フランス語では、共同の意識と共同の良心の両方の意味を持っている。集合的感情は、個人的良心の全てに、むしろ深く刻みつけられている。「社会的類似の総体」の存在の最良の経験的徴候は、犯罪に対する社会的反作用にほかならない。事実、デュルケームにとって、ある行為は、それが集合的感情に逆らって行なわれたから、まさに「犯罪」的であるのだ。彼は書いている。われわれは、「ある行為、それが犯罪であるから共同意識を傷つけるというべきではない。それが共同意識をそこなうから犯罪的だといわなければならない。」(p. 81 訳 82 頁)。犯罪は、「たんに重大な利害の侵犯だけにとどまらず、いわば超越的権威にたいする冒瀆である。」(p. 85 訳 86 頁)。共同意識を冒瀆し、侵犯するどんなものでも、社会の連帯——真の存在——を脅やかしている。冒瀆は、刑罰を課せられることなく放っておかれるなら、ある程度、社会の統一を弱めている。だから、刑罰は、社会的統一の回復と再構築の重要な機能をはたしているといつてよい。本来の文脈において、それは、罪滅 (expiatory) であり、報復 (retaliatory) である。それは、社会の基礎的な規則を侵犯する者に対する、社会による激情的な反作用である。原状回復では十分でない。社会体は、「もっと強烈な満足が必要なのである。犯罪がぶつかってくる力は非常に強いので、ごくひかえめな反作用ではおさまらない。そればかりか、そんなことをすれば自分の力

を弱めるばかりである。なぜなら、この力は、反作用の強さのおかげで、みずから回復し、同程度のエネルギーを維持するものだからである。」(p. 99 訳 98 頁)。こうして、デュルケームは、社会の全構成員に存在する画一的な意識に立脚する社会状態を描いている。

抑圧的・罪滅的法律は機械的連帯の性格を持っているが、有機的連帯のなかで最も典型的なものは、原状回復的法律である。ここで問題は、罰ではなく、損害を受けた利害を回復することである。法律は、「ただ過去をできるだけ正常な形で復原させるために、過去にたちかえる一手段であるにすぎない。」(p. 111 訳 111 頁)。そして、いまや、社会は、多くの多様な集団の複合であるから、法律は特殊な器官をとおして作用する。それでも、これらの器官を可能にし、これらの器官をとおして作用するのは、社会である。表面的には私的で個人的な契約関係ですら、社会がかかる関係に力を与えるからまさに、拘束力がある。社会は、「契約された義務を『認可』する。……あらゆる契約は、それを締結する当事者たちの背後に、結ばれた契約を尊重させようとしてまさに干渉せんばかりの社会がある、ということ的前提とする。」(p. 114 訳 114 頁)。

デュルケームは、複雑な社会では、全ての関係が、かならずしも、連帯に導くものでないことを認めていた。若干の関係が否定的である。たとえば、若干の個人の権利は、他の人々の権利と違っている。……「私が自分の権利を享受するために、他人の権利を傷つけないではすまないことがある。若干の地役権のばあいがある。……」(p. 118 訳 118 頁)。法律は損害を回復するために、あるいはそうした損害をあらかじめ防ぐために必要なのである。しかし、準則や関係は、現実の協同を要求しない。「この諸関係は、新しい状態が生じたばあいに、この状況が連帯の作用を乱したりはしないように、その消極的な連帯を回復したり維持したりするだけである。」(p. 118 訳 118 頁)。これらの関係を支配する準則は、「積極的な社会結合」に導いていかない。準則は、領域の分離に導いていくが、協同に導かない。デュルケームは書いている。もう一方の、現状回復的法律の準則、すなわち残基は、「積極的な協力、つまり、本質的には、分業から生

ずる協同をあらわす。」(p. 122 訳 121頁) のである。

デュルケームは、いまや、分業の積極的な結果に関するテーゼの展開を開始する。分業の積極的結果は、サービスの交換、義務の互惠性、相互依存性等に進んでいく。これらの交換を支配する契約やその他の形式的・法律的关系は、彼が有機的連帯と規定しているものにいたる。あとで、彼はこのテーゼを限定しようとしたことは明らかであるが、一方、「スペンサー氏も、生物体のさまざまな器官のあいだで不断におこなわれる材料の交換を、生理学的契約と名づけたが、あながち誤りではない。」といているのを聞くようになる。(p. 125 訳 123頁)。デュルケームは、こうして、調整が必要である明確な諸機能の多様性として、複雑な社会体系を考えている。「調整される」は、彼が諸機能はあたかも生命体の個々の諸機能のように、相互に調整的 (coordinate) で調和的な関係にあると見ているから、ここでは、まさに適確なのである。それゆえ、彼の「分業」概念は、他の側面を無視しても社会体系の「協同的」側面を強調することを可能にする装置である。彼は、「分業」から、支配、矛盾——とくに階級矛盾の関係を放棄しようとする。デュルケームは、この著書でも、他の著書でも、分業が、正常 (ノーマル) に協同と連帯を発生させることを主張し続けようとした。「正常 (ノーマル) に」は、彼の体系では、極めて重要な用語である。後で見るように、「無政府」と「葛藤」を惹起するものは、分業の病理学的で、異常 (アブノーマル) な諸形態にほかならないからである。

しかし、さらに重大なことがある。分業の成長は、——機能の専門化は、——連帯に進んでいくだけでなく、人間の個性を高めることになる。機械的連帯は、類似性が最大限になったときに結果するから、このことは、共同の意識は各個人の意識を完全に包みこむというに等しい、——「個性は無である」というに等しい。これとは反対に、有機的連帯は、分業に由来しているから、諸個人の相違に立脚している。デュルケームは、多少のせんさく好きの推論によって結論を下している。各個人はいまや彼に特有な活動領域を持っているから、これが、彼の個性と人格を発展させるというのである。彼は書いている。「じじつ、一方では、個人は、その労働が分割

されればされるほど、いっそう密接に社会に依存し、他方、各人の活動が専門化されればされるほど、いっそう個人的となる。」(p. 131 訳 129頁)。人が、専門化が逆の効果を持っていると考えるのであれば、つまり、専門化は、個性を断片化してしまい、個人の諸機能のなかの自由な働らきを抑えこんでしまうと考えるのであれば、彼は間違っているであろう。たしかに、特殊な機能を遂行する個人は、彼の活動の一定の拘束や制限を受けて、遂行する。しかしながら、この事態は、「われわれのイニシャティブの自由な活動のために、はるかに多くの余地を残している。」(p. 131 訳 129頁)とデュルケームはいつている。

デュルケームが、「全体の個性がその部分の個性と同時に高まる」(p. 131 訳 129頁)と主張するとき、彼の心中にあったのは、専門家達であって、たしかに、産業労働者達ではなかった。そして、このときでさえ、このテーゼは、多くの重大な限定をつけなければ、通用しないであろう。デュルケームにとって、新らしい社会的連帯は、いまや「社会の要素の各々は、運動の一層の自由を持っているという『事実』を伴っている、またはその事実の結果ですらあるからである。この連帯は、高等動物に観察される連帯とそっくりである。じじつ、そこでは、各器官には、その専門的な特徴、その自律性があるけれども、有機体としての統一性は、この部分の個性化がいちじるしくなるほど、大きくなる。このような類推からして、われわれは、分業に負う連帯を有機的とよぼうと思う。」(p. 131 訳 129頁)。

この類推(アナロジー)は、デュルケームの論争目的や保守的性癖に適合していた。集合意識(conscience collective)の衰退、かつての道徳的合意の衰退は、疑問の余地がなかった。これの再興が、不可能であることを、サン・シモンもコントも認めていた。功利主義的あるいは、その他の形態での人格の尊厳の礼拝は、デュルケームには魅力がなかった。その理由は、「この礼拝はその社会にわれわれを結びつけるものではない。われわれどうしを結びつけるだけなのである。したがって、それは真の社会的紐帯をつくりあげはしない。」からである。(p. 172 訳 167頁)。コントの解決

もまた不適切であった。道徳的合意にだけ、連帯させる機能を割り当てていたからであった。最後に、社会の基本的変革を要求するマルクス主義者や急進社会主義者の命題がある。これは、デュルケームが手に余って退けた命題である。デュルケームが、こういった諸命題に反対して、証明しようとしたのは、近代の経済的発展は、社会的矛盾、無秩序、不満、そして、「解体」に進んでいく必要はないということである。「高度」の有機的連帯が革命なしに成就しうるであろう。「かつて、共同意識が果たしてきた役割を、さらに十分に果たすようになるのは、まさに分業なのである。高度類型の社会的集合に統一性をもたしめるのは、主として分業である。」からである。(p. 173 訳 168頁)。因みに、デュルケームは、この命題に、一定の不安を感じていた。というのは、結局、分業は、彼が述べたり、熱望したりした連帯を、事実上、発生させなかったからであった。彼はどのようにして、これらの混乱させる事実を取扱ったであろうか。

分業が連帯に結果しなかったのなら、このことは、異常(アブノーマル)な条件、分業が時々呈した病理学的形態の結果であった。デュルケームは書いている。「正常なばあいには、分業が社会的連帯を生みだすとしても、にもかかわらず、分業がこれとはまったく異なった結果を、あるいは対立しさえする結果をもつことがある。ところで、重要なことは、分業をこのようにその自然の方向から、逸脱させるものは何かを探究することである。なぜなら、このような事例が例外的であることを明らかにしないかぎり、分業はこうした例外をも論理的に包含するのではないかと疑われるおそれがあるからである。」(p. 553 訳 342頁)。さて、マルクスが、現代の分業(資本主義)の基本的な矛盾的性格を強調したとすれば、——人間を、お互いにそして、自分達自身から、疎外させる条件、つまり、現存する「生産関係」が広がっているかぎり、そこでは、搾取、矛盾、支配は正常であって、不可避な条件であり、また、そこでは、全体としての社会の連帯は、考えることができない条件であると考えていたとすれば、デュルケームは、全く反対の見解を提出した。分業が否定的結果をうみだすのは、その病理学的形態においてであるにすぎないというのである。

デュルケームは、いわゆる病理学的形態を取扱うとき、そのなかで、彼の側で、マルクスが提起した問題点を取扱い、さらにマルクスとは別の解答を提案しようと試みたことが、はっきりと見てとれる。たとえば、マルクスが、資本主義的生産関係に固有なものと見た循環的な産業・商業上の恐慌があった。デュルケームには、これらの恐慌は、社会有機体の種々の「諸機能」間の調整の欠落によって説明されるはずであった。デュルケームは認めている。「労働の分割が進むにつれて、こうした現象〔恐慌〕は、少なくともあるばあいには、いよいよひんぱんになるように思われる。一八四五年から一八六九年にかけて、倒産は七割増であった。けれども、この事実を経済生活の成長に帰するわけにはいかない。」(p. 354 訳 343頁)。

デュルケームは続ける。「これと同じ現象のもうひとつの例、もっとも人目をひく例は、労働と資本の対立である。産業的諸機能がさらに専門化するにつれて、連帯が増すどころか、両者の闘争はより激烈になる。」(p. 354 訳 343頁)。デュルケームは、このように理解し、つぎのように同意しさえした。これらの階級矛盾は、「大企業の到来」(p. 355 訳 344頁)とともにもっとも激しい形態をとるというのである。この到来は、そこでは、「労働者と雇主との分離はもっとも完全になる」(p. 355 訳 344頁)段階であるというときには、彼はほとんどマルクスと同じ用語を用いてさえいる。「分業」の成長にともない、反抗はさらに常習的になり、階級闘争はさらに激しさをくわえる。しかしながら、デュルケームにとって、これらすべての事は、正常(ノーマル)な形態での分業の結果ではなくて、異常(アブノーマル)な形態での分業の結果なのである。彼は、それらの諸形態のうち一つを無規制(アノミック)な分業と呼んでいる。この概念は論争的なものであって、コントとマルクスを標的にしている。

コントは、彼が成長する分業の分散的・非総合的結果と名づけようときめたところのものに注目していた。一方において、分業が、「細分化の精神に、ほかの方法をとったのではまず不可能なある幸せな発展を約束するとしても、他方において、その分業は、おのずと全体化の精神を窒息させ、

あるいは少なくとも、その精神を深く縛りつけておこうとする。」⁶（p. 357 訳 346頁）。私利が強調され、公益は漠然としていて、はっきり気づかれていないし、沈潜してしまっている。しかし、産業的勢力の成長は不可避免的であった。ボナールやメーストルが望んだ旧態（status quo ante）への復帰はありえなかった。連帯の真の対立物は、科学的・産業的発展の当然の結果であったから、連帯は上から強制されなければならなかった。コントは確信していた。国家は、この機能を遂行するのにもっともふさわしい機関であるというのであった。

「わたしにとって、政府の社会的使命とは〔とコントは書いている。〕、人類の発展原理そのものの不可避免的な結果である諸観念、諸感情、諸利害の根本的分散へと向かうこの宿命的な趨勢を、できるだけ予防し、十分に抑制することにこそある、と思われる。しかしこの趨勢がなんの防げもなくその自然のなりゆきのままにおもむくならば、ついには、どの重要な点からみても、社会進歩が止まってしまうことは不可避免的であろう。……じじっ、このような分散を阻止するための唯一の現実的手段は、この不可欠の反作用力のある新しい特殊的功能のうちに設定することにこそある。またこの特殊的功能こそは、社会経済の多様な全機能が日常的に遂行している道程に適切に介入して、そこに全体という思想と共同連帯という感情をたえず想起せしめることが可能である。」（p. p. 358～359 訳 346～347頁）。

コントが、ここで論じていることは、産業的時期以前のいわゆる集合意識は衰退してしまった、そうして、このことが、新しい産業的勢力の分散的影響の真の原因であるということである。それゆえ、新らしい道徳的同意（モラル・コンセンサス）は、上から強制されなければならないことになる。このことが、デュルケームとコントが違っている点なのである。デュルケームにとっては、集合意識の衰弱は、正常（ノーマル）で、不可避免的であったし、分業のこの異常（アブノーマル）な形態の原因とみなすことはできなかった。デュルケームは書いている。「ばあいによって、有機

的連帯がそのあるべき姿をまったく示していないとすれば、そのたしかなる理由は、機械的連帯が、その地盤を失ったからではない。有機的連帯の存在条件がみな実現されていないからである。」(p. 365 訳 352頁)。どのようにして、人はこの条件を実現するのか。様々の機能を規制し、緩和し、均衡することを学ぶことによってである。有機的連帯が実現されなければならないなら、必要なことは、「諸機能の相互関係を決定する十分発達した規制」(p. 365 訳 352頁)である。これは、デュルケームが、基本的には、コントとマルクスの両人に反対するために用いたサン・シモンの議論である。彼は、コントに反対して、矛盾と無秩序は、旧い道徳的秩序の衰退の結果ではなくて、適切な新しい道徳的秩序の欠落であると論じている。そして、彼は、マルクスに反対して、分業の成長は、現存の社会経済的関係の構造の基本的な変革が無くても、高度な連帯に進んでいくことができると論じている。人間の共同体の高度な形態は、様々の諸機能とその間の関係が適切に規制され調整されるなら、実現されるであろう。人間の共同体の高度な形態は、社会矛盾の全てを排除するであろうと示唆する程、デュルケームはナイーブではない。彼は書いている。「もちろん、規制がどんなに明確であろうと、それはいつも多くの葛藤が生ずる余地を残すことになる。だが、闘争のない社会は必要でもないし可能でさえない。連帯の役割は競争を抑制することではない。これを緩和することである。」(p. 365 訳 353頁)。マルクスもまた、生産の規制、物の管理、一口でいえば、計画の必要性を理解していた。しかし、計画は、もっとも基礎的な構造的な不平等性が廃絶されてしまった以後にだけ、はじめて可能であり、有益な効果をもちうるであろうというのである。ところが、デュルケームは、この点で、マルクスへの譲歩をする用意ができていたが、これらの基礎的な社会変革が行なわれる以前に規制と計画とを欲したのだ。デュルケームにとって、それは、まず、固有の道徳的準則を工夫する事柄であった。この道徳的準則によって、矛盾している利害が、「均衡を回復」しうるであろう。このことは、知識(実証科学)、忍耐、欲求の緩和を要請した。(後で見るとおり、義務、訓練、『社会』への奉公は、道徳教育の基本的な徳目に

なる)。しかしながら、彼は同時に、認識している。階級対立は、「調整の欠落」——道徳は産業生活の急速な発展に追いつかなかつた——によるだけでなく、「その大半は、この闘争の外部的諸条件の不平等性がまだあまりにも大きいことによる。この要因に時間が影響を及ぼすことはない。」(p. 370 n 訳 360頁)ということである。

はじめに、われわれは、分業の成長は、個性を高める、と教えられてきたとすれば、これには限定を付けなければならない。その病理学的形態は、個性を卑しくし、荒廃させるからである。人格の荒廃を防止し、それに打ち勝つために、労働者は、たとえば、「他の労働者」との連帯関係に、——あきらかに、雇用者ともまた連帯関係に、入らなければならないし、「彼の諸行動は、それ等自身を越えた目的を持っていることを理解しなければならない。」

デュルケームは、準則が、——固有の準則ですら——、全面的解決になりえない、そして、「ときには、準則自体が悪の原因である」ということをよく理解していた。このことは、階級戦争に現われることである。階級やカーストの制度は、なるほど分業の一組織を構成している。しかもその組織は、きっちりと規制されている。だが、しばしば、この組織は、紛争の根源である。下層の諸階級は慣習や法によって運命づけられた役割に満足していないか、あるいはもはや満足することはしないで、彼らに禁じられている諸機能にあこがれ、それらの機能の遂行にあたっている諸階級からそれを奪いとりとうとする。そこから、労働の分配方式にもとづく内紛(市民戦争)がおこるのである。」(p. 374 訳 361頁)。こうして、デュルケームは、第二の主要な病理学的形態、——拘束的分業——を導入するのである。このことは、マルクス主義的見解への彼の譲歩であったのだ。

デュルケームは、苦痛や苦悩が、「個人の遺传的体質」におかまいなしに、分業が強制的に個人に課せられることからくることを、知っていた。彼は、この問題には、唯一の解決があるだけであると明言している。「……そのことは、既存の秩序を変革し、新しい秩序につくりなおすことにほかならない。」(p. 375 訳 362頁)。階級構造が、連帯の代りに、不安と苦痛

とを造りだすなら、「これは、階級構造が、その基礎をおく、社会的諸機能の配分が、天賦の才能の配分に応えないか、あるいはけっして応えることがないからである。」(p. 375 訳 362頁)。そうすると、おそらく、社会的諸機能の配分は、かつて、「天賦の才能」の配分に応えていたのであろう。これが、いつの場合であったのか、彼はわれわれに語らない。これは、きわめて少い譲歩、いや実際は、少しも譲歩していないということになるろう。

マルクスにとって、「分業」とは、一つの状況であった。そこでは、個人は自由でなかった。そこでは、個人は特殊な機能の鎖につながれていたからまさに精神的にも肉体的にも不具にされていた。それゆえ、彼はある時期を心に描いていた。その時期には、生産力の増大と社会関係の変革の結果として、人々は、特殊な機能を遂行する必要性から完全に解放されうるであろうし、その代りに、マルクスが、『ドイッ・イデオロギー』でいっているように、撈り、狩り、詩を作り、哲学を論ずることが、自由になるであろう。マルクスは、「天賦」の才能は規定可能であるとあえて考えはしなかった。そして、可能であろうとも、彼の理想とするところは、天賦の才能を、それぞれに特殊な機能に位置づけることではなかったのである。デュルケームは、これと対照的に、ある体制（システム）を心に描いていた。その体制では、若干の人々は、「諸機能」に耐えうる「天賦」の力を持っている。この諸機能は、人間的には、その品性を荒廃させることを彼自身がよく知っている。だから、彼の良い社会とは、かなりの人が他の人々にくらべて、やはりより平等であるが、しかし、いまは、不平等性が、おそらく「天賦」の才能にもとづいている社会ということになる。

拘束的分業の反対物は、「個人の独創性を何ひとつ妨げることなく、純粋な内的自発性によってのみ確立されている分業である。このような条件のもとでは、個人の本性と社会的機能との調和が必ず生ずる。少なくとも平均的なばあいにおいては、そうである。」(p. 376 訳 362頁)。若干の人々は、自由にかつ自分たち自身の同意で、品性を荒廃させる諸機能を遂行しようと決意し、彼らの運命が、彼らの天賦の才能にふさわしいから、彼らの運命に満足しているであろう。良い社会とは、「社会的不平等が自然

的不平等を正確にあらわすように構成されている」（p. 377 訳 364 頁）一つの社会なのである。この社会は、「闘争の外在的諸条件が絶対的に平等であること」（p. 377 訳 364 頁）を前提としていること、そして、「富の世襲的伝達が闘争場裡における外在的条件をきわめて不平等にするに足りる。というのは、富の世襲は、必ずしも個人的価値に対応しない諸利益を、ある人びとには有利になるように配するからである。」（p. 378 訳 364～365 頁）ことを、デュルケームは承知していた。同時に、彼は信じようとしていた。「仮にカースト制度が諸能力の自然な配分に対応しているとしても、しかし、それは近似的に、また大ざっぱにみてそうであるにすぎない。」というのである。（p. 378 訳 364 頁）。高度な連帯は、カーストの新体制に結果するであろうが、しかし、いまや、少くとも、この新体制は、人々の間にある自然的な不平等に対応しているであろう。

デュルケームは、時折、改革（世襲制度の廃絶）を要求するけれども、彼の哲学の攻撃のほこ先は、「社会」への個人の滅私奉公と服従とを強要することにあるということが、しだいに明白になる。——そして、彼は、滅私奉公と服従とを、外在的条件が、平等に類似しはじめる以前に、既に要求した。デュルケームは、ある人々は、他の人々が、そこで生れたり死んだりする社会的環境から利潤をあげていることを認めた。「社会のある階級が、生活するために、その用役をどんな対価でも受諾することを強いられ、他方、他の階級が、必ずしも何かの社会的優越性によるものではないが、しかも自分の自由にできる資力のおかげで、そうしなくともすむというばあいには、後者は、前者を不当に支配することになる。換言すれば、不当な契約が存在しなければ、生まれながらの貧富も存在しえない、ということになる。」（p. 384 訳 370 頁）。短かくいえば、彼は、「もっとも進歩した社会の課題は、……正義を創造することである。」（p. 387 訳 373 頁）と主張しているのである。しかしながら、一方で、彼は結論する。社会的平和と統一のために、「われわれの第一の義務は、われわれ自身のためにひとつの道徳を現実につくることである。」（p. 409 訳 392 頁）。拘束的分業の問題でなくて、無規制状態（*アノミ*）の問題こそが、最初のそ

してさらに大切な仕事の順序になる。これこそ、デュルケームが、平等と正義へ戻るように、時々、言っている、後期の著書のすべてで、彼が圧倒的に強調していることなのである。

それ故、デュルケームの著書が選びとることができる二つの可能な方向があった。彼は社会的条件が提起した問題と意義とを追求しえたであろう。この問題と意義とを、彼は、自分で観察していたし、そして、『分業論』とその第二版への序文でさらに注意するよう求めていた。——「生まれながらの貧富があるかぎり、正しい契約はありえないだろうし、また社会的地位の正当な配分もありえないであろう」(p. 27 訳 26頁)。あるいは、そうではなくて、コントとさらに一般的には、保守主義者の関心事を追求しえたであろう。すなわち、社会的統一、平和、そして連帯である。事実上、彼は、こちらの方向を追求したのである。かりに、彼が、第一の道を追求していたら、この追求は、マルクスやその他の社会主義者達の伝統のそれに似ていなくはないアプローチに、彼を、不可避免的に導いていったであろう。社会階層と階級矛盾の結果ならびに社会変革の可能性に関する注意深い体系的考察これである。デュルケームは、さまざまな理由で、この社会学的問題には、わずかの、一時的な注意を払っただけであって、その代りに、保守的な立場を採った。正義は大切である、だが、社会的統一は、さらに重要であるというのである。

因みに、デュルケームは、「分業」が連帯を創り出す効果に関する自分のテーゼは不完全である——全く支持しがたいものではないが——ことをはやくも、認めていた。彼が、病理学的形態として定義していたものが、正常(ノーマル)であったし、彼の時代に普及していた。彼が、正常(ノーマル)な形態と定義していたものは、実質的に存在していなかったのである。彼の独創的なテーゼは、「諸機能が相互に十分接触しあっておれば」、別々の、多様な諸機能が、「おのずから均衡がとれ、規制しあう傾向がある」(p. 4 訳 4頁)と主張していた。この主張は、あいまいであるだけではない。彼自身が、第二版への序文で認めているように、「この説明では、まだ完全ではない。なぜなら、社会的諸機能は、たがいに規則正しく

かかわりあっておりさえすれば、たしかにひとりでの適応しあおうとするものだとはいっても、他面、この適応様式は、集団がその権威をもってこれを神聖化してこそ、はじめて一個の行動準則となるからである（と彼は続ける）。じじつ、準則というものは、習慣的行為様式であるだけでない。何よりもまず義務的な行為様式……である。」(p. 4 訳 4頁)。

われわれは、ここに、デュルケームの全ての著書の中で、一貫して、中心点であり続けた命題（テーマ）を、はっきりと理解するのである。どんな犠牲を払っても、社会秩序が大事である。大文字「S」を持った**社会**は、あい争う諸利害の唯一の審判者であるし、審判者でなければならない、そして、あい争う諸利害に裁決を下し、個人におのおの「そのところを得しめる限界」を指示するのは、「**社会**」のためである。(p. 5 訳 4頁)。社会は、「秩序と平和が支配することに何よりも関心を示す。そこで、無規制状態（アノミー）が悪であるとすれば、それはなかならず、社会がこの状態に苦しんでいるからであり、社会が生きるためには、凝集性と規則性がなくてはならぬからである。だから、道徳的または法的規制は、本質的に社会のみが知る社会的欲求をあらわすものである。」(p. 5 訳 4頁)。このことは、デュルケームにとって、たんなる隠喩ではない。彼の、**社会**の具体化こそは、彼のイデオロギー的関心事の表現にほかならない。**社会**は、彼にとって、保守主義者一般にとってと同じように、それでもって、批判的・革命的テーゼと対抗するための、論争的な概念であり、価値になった。彼が円熟するにつれて、正義をもとめる彼の要請は、弱々しくなり稀になっていったという事実は、不可避である。個人の尊厳と自由、勤労階級の利益は、**社会**の利益と比較してみると、重要でない位置に、ますます後退してしまった。

同時に、「新しい」テーマが生まれ、デュルケームの改革提案の指導理念になった。機能間の秩序だった規制された関係の広範囲な欠落が終息するために——換言すれば、無政府と無規制状態（アナーキーとアノミー）が衰え、ついに無くなるために、必要なことは、旧社会制度を復興することであり、形を変え、適切な形態で、現代の社会生活に再び導入すること

である。コントは、規制する機能を、もっぱら、**国家**に割り当てた点で誤っていた。現代の経済生活は複雑きわまりないから、国家制度にその規制を引きわたすことはできない。そのかわりに、ためされ試験ずみの制度である同業組合または職業集団が、現代的条件のなかに再び採りいれられ、過去にそうであったように、再び、規制的機能に、うまく役立ちうるのである。この同業組合 (guild) または職業集団 (occupational corporation) は、古代にすでによく知られており、中世に繁栄したものであった。フランス大革命の時代には、人々は無分別に行動し、多少変形しさえすればよかったのに、この制度を、破壊してしまった。職業集団は、職業倫理の基礎になるはずであった。「ある職業の活動にたいする規制は、その機能をよく知り、その欲求をすべて感じとっており、欲求の変化のすべてを追求できるほどに、この職業団体にもっとも近接した集団によってのみ有効に規制されうる。」(p. 5 訳 5頁) からである。

同業組合は、ふたたび、公共の制度にならなければならない。これは、現存する階級構造に基礎づけられなければならない。その機能は、様々の職業と階級の間関係が、それに従って規制される一般的な道徳的・法律的諸原理を主張するであろう。デュルケームは、次のように理解している。被傭者の代表と雇主の代表がともに、同業組合に選挙されるであろう。「それぞれの代表の比率は、この二つの生産要因にたいして世論がそれぞれに与える重要度に比例する」(p. 25 n 訳 29頁)。彼は、さらにつけ加える。「だが、この両者の代表が、同業組合の理事会であいまみえることは、とうぜん必要だとしても、やはり同業組合組織の根底に、両者がそれぞれ別個の独立した集団を形成していることが、必要不可欠である。なぜなら、両者の利害は、きわめてひんぱんに対立し、衝突するからである。両者が自由に考えることができるためには、それぞれ別々に離れて考えることが必要である。両集団がこうして構成されると、ついで、それぞれの代表を両者共同の会議に任命することができよう。」(p. 25 n 訳 29頁)。このことは、社会にも、個人にも、最とも利益になる。個人は「無政府状態」のうちに苦痛を、規制のうちに、歓喜を見るからである。職業集団、その

相互の関係, 社会一般との関係は, 彼が、『職業倫理と市民道徳』のなかで, 考察した論点である。彼は, この著書のなかで, 社会と個人に関する哲学を発展させるが, あとでみるとおり, 多少, 愛憎いりまじった態度を持っている。結局, 彼は平等と正義の問題に, つまり, 彼が以後提起しなかった, 少なくとも目立ったやり方で, 提起しなかった問題にもどっていくからである。

注

- 4) Émile Durkheim, *The Division of Labor in Society* (New York: The Free Press 1965), p. 56. (以下の引用は, このテキストのページ数による)。日本語版に現代社会学大系2 デュルケーム『社会分業論』田原音和訳 1971 青木書店がある。本訳文中の引用は, この訳文を用いた。この本訳書の頁数による。
- 5) これは, 全く正確でない。コントにとって, 「同意」を強制するものは「国家」であるからである。
- 6) デュルケームが, 『分業論』 p. 57 で引用している。

この「エミール・デュルケーム (II)」は, Irving M. Zeitlin, *Indiana University, IDEOLOGY AND THE DEVELOPMENT OF SOCIOLOGICAL THEORY* の PARTIV, Chapter 15. Émile Durkheim の *The Division of Labor in Society* の節の訳である。この15章は

Durkheim and Saint-Simon	p. 236
The Division of Labor in Society	p. 242
Professional Ethics and Civic Morals	p. 252
Education and Sociology	p. 257
Moral Education	p. 266
The Rules of the Sociological Method	p. 267
Suicide	p. 271
Elementary Form of Religious Life	p. 276

以上の諸節から成り立っている。漸次訳出されるであろう。

I. M. Zeitlin のこの本は, PART I ~ PART III までは, 『社会学思想史—イデオロギーと社会学理論の発展—』(上) として, 風媒社版にて訳出され

ている。PART IVの MAX WEBER, VILFREDO PARETO, GAETANO MOSCA の章は、それぞれ『阪南論集, 社会科学編第17巻3号～第18巻2号』と、『阪南論集, 人文・自然科学篇18巻1号～3号』そして、『阪南論集, 人文・自然科学篇19巻2号』, また『中京大学・教養論叢第26巻第3号』に訳出されている。さらに Robert Michels の章は、『中京大学・教養論叢第26巻第3号』にて、また15章 Émile Durkheim の第1節 Durkheim and Saint-Simon は、『中京大学・教養論叢 第27巻 第3号(通巻76号)』に翻訳されている。

IDEOLOGY AND THE DEVELOPMENT OF SOCIOLOGICAL THEORY by Irving M. Zeitlin, Original English Language Edition Published by Prentice-Hall Inc. Englewood Cliffs New-Jersey U. S. A. Copyright © 1968 by PRENTICE. HALL, Inc. Japanese translation rights arranged with prentice-Hall Inc. New Jersey through Oralas E. Tuttle Inc. Tokyo.

目次

序

第I部 啓蒙

- 一 啓蒙——哲学的根拠
- 二 モンテスキュー
- 三 ルソー

第II部 大革命後の思想

- 四 ロマン的・保守的反動
- 五 ボナールとメーストル
- 六 サン・シモン
- 七 オーギュスト・コント

第III部 マルクスの流れ

- 八 哲学の方向
- 九 社会哲学から社会理論へ

十 マルクスの疎外労働の社会学

第IV部 マルクスの亡霊との闘争

十一 マックス・ウェーバー

十二 ヴィルフレード・パレート

十三 ガエターノ・モスカ

十四 ロベルト・ミヒエルズ

十五 エミール・デュルケーム

十六 カール・マンハイム

エピローグ

以上